

平成31年度予算見積調書

課室名: 社会福祉課
 担当名: 援護恩給担当
 内線: 3277

(単位: 千円)

| 番号 | 事業名 | | 会計 | 款 | 項 | 目 | 説明事業 | |
|---|------------------|-------|--|-----|-------|------------------------|----------------|--------|
| B205 | 特定中国残留邦人等生活支援給付金 | | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 遺家族等援護費 | 中国帰国者しあわせ支援事業費 | |
| 事業期間 | 平成20年度～ | 根拠法令 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | | 宣言項目 | | | |
| | | | | | 分野施策 | 061454 多様な主体による地域社会づくり | | |
| 1 事業の概要 | | | 5 事業説明 | | | | | |
| <p>高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>なお生活支援給付金は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。</p> <p>※特定中国残留邦人等とは 明治44年4月2日～昭和21年12月31日の間に生まれ、かつ昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した中国残留邦人等をいう。</p> <p>(1) 特定中国残留邦人等生活支援給付金 26,848千円</p> | | | <p>(1) 事業内容 高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>(2) 事業計画 ア (ア) 町村の特定中国残留邦人等に対する生活支援給付金 (7世帯12人 23,172千円) (イ) 町村の単身の特定配偶者に対する配偶者支援金 (1人 516千円) イ 生活保護法第73条の規定により居住地がないか又は明らかでない特定中国残留邦人等について、市が支弁した生活支援給付金の1/4を県が負担する。対象は36市(さいたま市、川崎市、越谷市、川口市を除く。) で交付申請により概算交付及び清算を行う。 (2人 3,432千円) ウ 医療・介護支援給付審査支払費 (244千円)</p> <p>(3) 事業効果 特定中国残留邦人等の生活の安定が図られる。</p> | | | | | |
| 2 事業主体及び負担区分 | | | | | | | | |
| 右 (2) 事業計画のうち ア (ア) (国3/4・県1/4)、(イ) 国10/10 イ 国3/4 (県1/4) 市0 ウ (県10/10) | | | | | | | | |
| 3 地方財政措置の状況 | | | | | | | | |
| 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 | | | | | | | | |
| 人件費: 本庁 9,500千円×0.1人=950千円 地域 9,500千円×0.1人=950千円 | | | | | | | | |
| 予算額 | | 財源内訳 | | | | | 一般財源 | 前年との対比 |
| 決定額 | 26,848 | 国庫支出金 | | | | | 9,340 | △1,920 |
| 前年額 | 28,768 | | | | | | 9,820 | |